

令和4年事企法—37 新旧対照表（令和4年事企法—190関係）

（二重傍線部分は改正部分）

改正後		改正前	
17 給実甲第660号（単身赴任手当の運用について）の一部を次の表により改正する。		17 給実甲第660号（単身赴任手当の運用について）の一部を次の表により改正する。	
改正後	改正前	改正後	改正前
規則第5条関係	規則第5条関係	規則第5条関係	規則第5条関係
1 <u>次の各号に掲げる事由が発生した職員については、当該各号に定める勤務箇所を規則第2条関係第2項第6号及び第7号の官署と、当該事由を同号並びに規則第3条関係第2項第1号及び第2号の異動等とみなして、規則第2条関係第2項第6号及び第7号並びに規則第3条関係第2項第1号及び第2号の規定を適用する。</u>	1 <u>国家公務員法（昭和22年法律第120号）第81条の4第1項若しくは第81条の5第1項の規定による採用（同法第81条の2第1項の規定により退職した日（同法第81条の3の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。以下「再任用」という。）をされた職員、国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和45年法律第117号）第2条第1項の規定による派遣、国と民間企業との間の人事交流に関する法</u>	1 <u>次の各号に掲げる事由が発生した職員については、当該各号に定める勤務箇所を規則第2条関係第2項第6号及び第7号の官署と、当該事由を同号並びに規則第3条関係第2項第1号及び第2号の異動等とみなして、規則第2条関係第2項第6号及び第7号並びに規則第3条関係第2項第1号及び第2号の規定を適用する。</u>	1 <u>国家公務員法（昭和22年法律第120号）第81条の4第1項若しくは第81条の5第1項の規定による採用（同法第81条の2第1項の規定により退職した日（同法第81条の3の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。以下「再任用」という。）をされた職員、国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和45年法律第117号）第2条第1項の規定による派遣、国と民間企業との間の人事交流に関する法</u>
二 <u>国家公務員法（昭和22年法律第120号）第60条の2第1項の規定による採用（同法の規定により退職した日の翌日におけるものに限る。以下「定年</u>		二 <u>国家公務員法（昭和22年法律第120号）第60条の2第1項の規定による採用（同法の規定により退職した日の翌日におけるものに限る。以下「定年</u>	

前再任用」とい
う。)をされたこ
と 当該定年前再
任用の直前の職員
としての引き続く
在職期間中の勤務
箇所

二 国際機関等に派
遣される一般職の
国家公務員の処遇
等に関する法律
(昭和45年法律
第117号)第2
条第1項の規定に
よる派遣、国と民
間企業との間の人
事交流に関する法
律(平成11年法
律第224号)第
2条第3項に規定
する交流派遣、法
科大学院への裁判
官及び検察官その
他の一般職の国家
公務員の派遣に関
する法律(平成1
5年法律第40
号)第11条第1
項の規定による派
遣、福島復興再生
特別措置法(平成
24年法律第25
号)第48条の3
第1項若しくは第

律(平成11年法律
第224号)第2条
第3項に規定する交
流派遣、法科大学院
への裁判官及び検察
官その他の一般職の
国家公務員の派遣に
関する法律(平成1
5年法律第40号)
第11条第1項の規
定による派遣、福島
復興再生特別措置法
(平成24年法律第
25号)第48条の
3第1項若しくは第
89条の3第1項の
規定による派遣、令
和三年東京オリン
ピック競技大会・東
京パラリンピック競
技大会特別措置法
(平成27年法律第
33号)第17条第
1項の規定による派
遣、平成三十一年ラ
グビーワールドカッ
プ大会特別措置法
(平成27年法律第
34号)第4条第1
項の規定による派
遣、令和七年に開催
される国際博覧会の
準備及び運営のため
に必要な特別措置に

前再任用」とい
う。)をされたこ
と 当該定年前再
任用の直前の職員
としての引き続く
在職期間中の勤務
箇所

二 国際機関等に派
遣される一般職の
国家公務員の処遇
等に関する法律
(昭和45年法律
第117号)第2
条第1項の規定に
よる派遣、国と民
間企業との間の人
事交流に関する法
律(平成11年法
律第224号)第
2条第3項に規定
する交流派遣、法
科大学院への裁判
官及び検察官その
他の一般職の国家
公務員の派遣に関
する法律(平成1
5年法律第40
号)第11条第1
項の規定による派
遣、福島復興再生
特別措置法(平成
24年法律第25
号)第48条の3
第1項若しくは第

律(平成11年法律
第224号)第2条
第3項に規定する交
流派遣、法科大学院
への裁判官及び検察
官その他の一般職の
国家公務員の派遣に
関する法律(平成1
5年法律第40号)
第11条第1項の規
定による派遣、福島
復興再生特別措置法
(平成24年法律第
25号)第48条の
3第1項若しくは第
89条の3第1項の
規定による派遣、令
和三年東京オリン
ピック競技大会・東
京パラリンピック競
技大会特別措置法
(平成27年法律第
33号)第17条第
1項の規定による派
遣、平成三十一年ラ
グビーワールドカッ
プ大会特別措置法
(平成27年法律第
34号)第4条第1
項の規定による派
遣、若しくは令和七年に
開催される国際博覧
会の準備及び運営の
ために必要な特別措

89条の3第1項の規定による派遣、令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成27年法律第33号）第17条第1項の規定による派遣、平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法（平成27年法律第34号）第4条第1項の規定による派遣、令和七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（平成31年法律第18号）第25条第1項の規定による派遣又は令和九年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（令和4年法律第15号）第15条第1項の規定による派遣

に関する法律（平成31年法律第18号）第25条第1項の規定による派遣若しくは令和九年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（令和4年法律第15号）第15条第1項の規定による派遣（以下「国際機関等派遣等」という。）から職務に復帰した職員、国と民間企業との間の人事交流に関する法律第2条第4項に規定する交流採用（以下「交流採用」という。）をされた職員又は人事院規則11—4（職員の身分保障）第3条第1項第1号から第4号までの規定による休職（以下単に「休職」という。）から復職した職員については、当該再任用の直前の職員としての引き続き在職期間中の勤務箇所、当該国際機関等派遣等

89条の3第1項の規定による派遣、令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成27年法律第33号）第17条第1項の規定による派遣、平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法（平成27年法律第34号）第4条第1項の規定による派遣若しくは令和七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（平成31年法律第18号）第25条第1項の規定による派遣（以下「国際機関等派遣等」という。）から職務に復帰したこと 当該国際機関等派遣等の期間中の勤務箇所
三 国と民間企業との間の人事交流に

置に関する法律（平成31年法律第18号）第25条第1項の規定による派遣（以下「国際機関等派遣等」という。）から職務に復帰した職員、国と民間企業との間の人事交流に関する法律第2条第4項に規定する交流採用（以下「交流採用」という。）をされた職員又は人事院規則11—4（職員の身分保障）第3条第1項第1号から第4号までの規定による休職（以下単に「休職」という。）から復職した職員については、当該再任用の直前の職員としての引き続き在職期間中の勤務箇所、当該国際機関等派遣等の期間中の勤務箇所、当該交流採用の直前に雇用されていた民間企業における在職期間中の勤務箇所又は当該休職の期間中の勤務箇所を規則第2条関係第2項

<p><u>（以下「国際機関等派遣等」という。）から職務に復帰したこと 当該国際機関等派遣等の期間中の勤務箇所</u></p> <p><u>三 国と民間企業との間の人事交流に関する法律第2条第4項に規定する交流採用（以下「交流採用」という。）をされたこと 当該交流採用の直前に雇用されていた民間企業における在職期間中の勤務箇所</u></p> <p><u>四 人事院規則11-4（職員の身分保障）第3条第1項第1号から第4号までの規定による休職（以下単に「休職」という。）から復職したこと 当該休職の期間中の勤務箇所</u></p> <p>2～6 （略）</p> <p>規則第8条関係・別紙第1 （略）</p>	<p><u>の期間中の勤務箇所、当該交流採用の直前に雇用されていた民間企業における在職期間中の勤務箇所又は当該休職の期間中の勤務箇所を規則第2条関係第2項第6号及び第7号の官署と、再任用、国際機関等派遣等から職務への復帰、交流採用又は休職からの復職を同号並びに規則第3条関係第2項第1号及び第2号の異動等とみなして、規則第2条関係第2項第6号及び第7号並びに規則第3条関係第2項第1号及び第2号の規定を適用する。</u></p> <p>2～6 （略）</p> <p>規則第8条関係・別紙第1 （略）</p>	<p><u>関する法律第2条第4項に規定する交流採用（以下「交流採用」という。）をされたこと 当該交流採用の直前に雇用されていた民間企業における在職期間中の勤務箇所</u></p> <p><u>四 人事院規則11-4（職員の身分保障）第3条第1項第1号から第4号までの規定による休職（以下単に「休職」という。）から復職したこと 当該休職の期間中の勤務箇所</u></p> <p>2～6 （略）</p> <p>規則第8条関係・別紙第1 （略）</p>	<p><u>第6号及び第7号の官署と、再任用、国際機関等派遣等から職務への復帰、交流採用又は休職からの復職を同号並びに規則第3条関係第2項第1号及び第2号の異動等とみなして、規則第2条関係第2項第6号及び第7号並びに規則第3条関係第2項第1号及び第2号の規定を適用する。</u></p> <p>2～6 （略）</p> <p>規則第8条関係・別紙第1 （略）</p>
---	---	--	--